

(1) 「留学」に係る新規入国者数等

(単位:名)

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
新規入国者数	10,722	10,337	10,155	11,717	12,408	13,478	14,446	19,503	23,416	24,730
不法残留者数	7,659	8,216	8,406	7,445	6,824	5,914	5,100	4,401	4,442	5,450

不法残留者数には、旧出入国管理及び難民認定法第4条第1項第6号の在留資格で不法残留している者を含む。

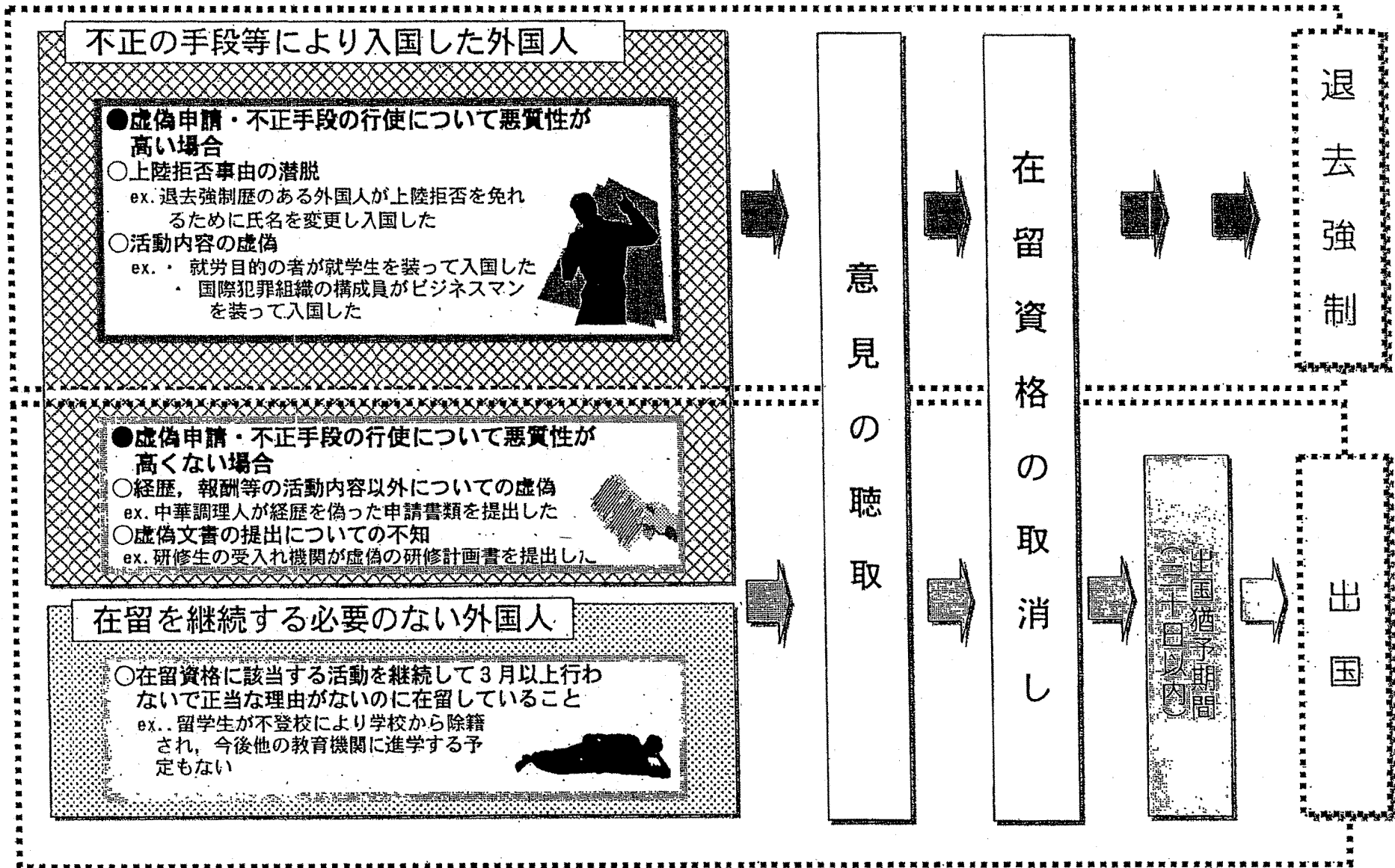
(2) 参考(全体)

(単位:名)

	平成6年 5月1日現在	平成7年 5月1日現在	平成8年 5月1日現在	平成9年 1月1日現在	平成10年 1月1日現在	平成11年 1月1日現在	平成12年 1月1日現在	平成13年 1月1日現在	平成14年 1月1日現在	平成15年 1月1日現在
新規入国者数	3,040,719	3,091,581	2,934,428	3,410,026	3,809,679	3,667,813	3,959,621	4,256,403	4,229,257	4,646,240
不法残留者数	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552

不法残留者数には、旧出入国管理及び難民認定法第4条第1項第6号の在留資格で不法残留している者を含む。

# 改正入管法に基づく取消し手続き流れ図



在留資格「留学」の関係法令（抜すい）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）

別表第一（第二条の二、第十九条関係）

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）

活動	<p>一 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）</p> <p>二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。</p> <p>四 申請人が専修学校の専門課程において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の</p>
法別表第一の四の表に掲げる活動	

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年十月二十七日法務省令第五十四号）

別表第二（第三条関係）

在留資格

留学

二年又は一年

在留期間

日本語の教育を受けた者、専修学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。

ロ 当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

五 申請人が専修学校の専門課程において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。

六 申請人が外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。